

# 六ヶ所村地域福祉計画

## 1 計画策定の趣旨

本村では、平成30年3月に策定した「六ヶ所村地域福祉計画」のもと、村の地域福祉を推進してきましたが、令和4年度において現行計画の中間年を迎えることから、村の現状や新たな課題を踏まえた上で、現行計画の見直しを行ないます。

本計画のもと、村民、地域、行政の協働を推進し、自助、共助、公助が相まって、誰もが住みよい、心と心の通い合う福祉社会、共生社会の実現を目指します。

## 2 計画期間

計画の計画期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間となっており、本年は計画の期間の中間年にあたることから、村及び社会福祉協議会を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化などを踏まえ計画の見直しを行います。

## 3 地域福祉とは

「高齢者福祉」はお年寄りを、「障がい福祉」は身体等に障がいのある方を、「児童福祉」は子どもを対象とした福祉の取り組みです。「地域福祉」とは、これらの様々な福祉を「地域」の中で、行政だけでなく、六ヶ所村に住んでいるみなさまも「福祉の担い手」になっていただき、地域での助け合いをしながら地域全体の「福祉」の向上を図る取り組みのことです。

### 地域の困りごと・心配ごと

高齢者の一人暮らしが心配



買い物や通院の際の移動手段がない

Super Market



ボランティアや地域活動の担い手がない

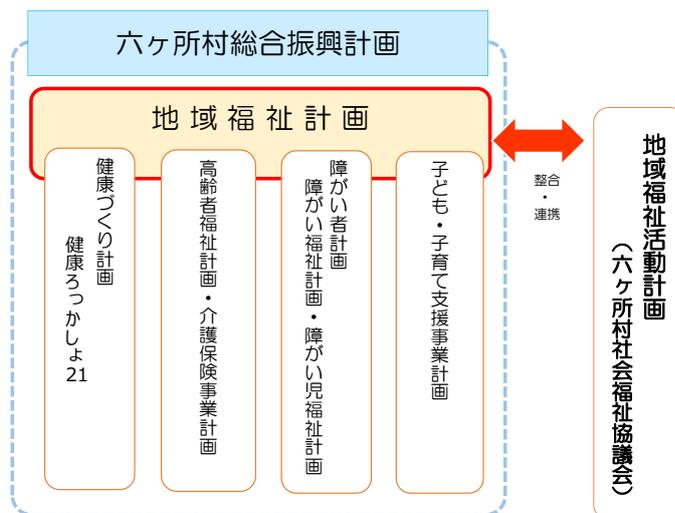


などなど…

すべての村民が安心して生活が送れるよう、村民、地域、事業者等、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を果たしながら、地域全体で力を合わせて課題解決に取り組むこと、それが「地域福祉」です

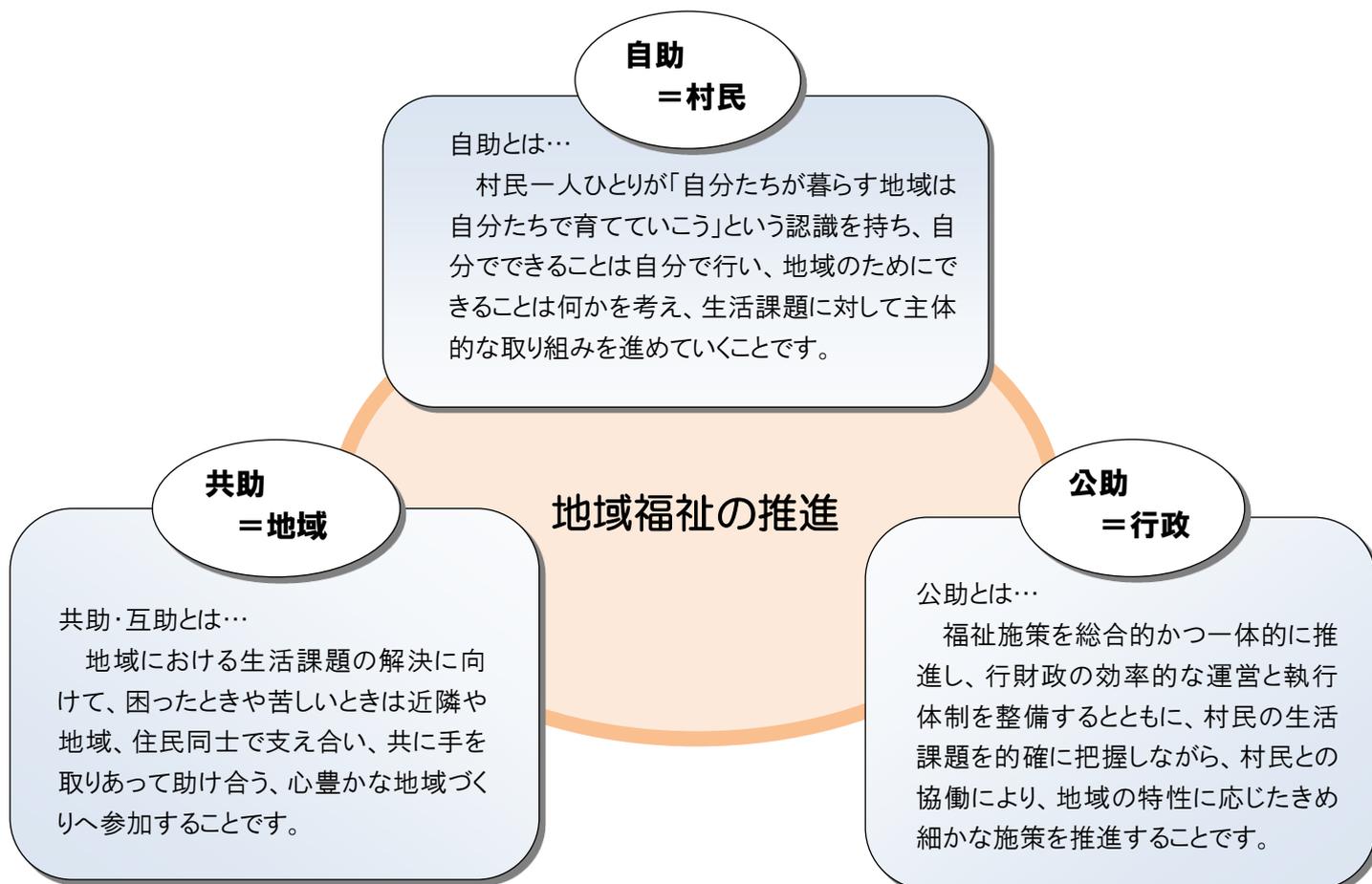
## 4 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画であり、「六ヶ所村総合振興計画」を上位計画とし、村の「健康づくり計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」などの関連する諸計画との整合性を保ちながら、地域福祉の総合的な推進を図るものです。



## 5 「自助」、「共助」、「公助」の考え方

地域福祉の推進には、自分でできることは自分で行う「自助」、近隣や地域、住民同士で支え合い、助け合う「共助」の考え方が重要です。住み慣れた地域で暮らす誰もが、自分たちの生活をより豊かで安心できるものとするため、地域のことをよく理解している地域住民自らの手による地域福祉活動の実践が求められます。行政においては、村民の活動やボランティアによる取り組みが主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行う「公助」の役割が求められます。



## 6 計画の基本理念と基本方針

### ◆ 基本理念 ◆

#### 共に健康で生きいきした暮らしを創る

本計画においては、人と人とのふれあいを大切に、地域の支え合い、助け合いを推進するとともに、地域住民のつながりを強化し、思いやりのあるまちづくりを目指します。

これまでの地域福祉分野における取り組みや地域共生社会の考え方を踏まえ、村民一人ひとりが住みなれた地域で安全・安心に生きいきと暮らせるよう、これまでの基本理念を継承し地域福祉の推進に取り組みます。

#### 基本方針1 地域で福祉を支えるまちづくり

地域福祉の推進には、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりが重要です。住民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、学校や地域の中で福祉の心を育む教育や人権を理解する教育を充実させ、地域福祉の意識の向上を図るとともに、地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成を推進し、地域福祉活動を推進します。

#### 基本方針2 誰もが安心して福祉サービスを利用できるまちづくり

多様化・複合化している地域の生活課題に対応するために、保健・医療・福祉分野が連携し、福祉サービスに関する情報提供や相談支援を行い、必要な時に適切なサービスを利用できるような体制をつくります。また、判断能力が十分でない方の増加が予測されており、必要な援助を受けることができるよう、権利擁護制度の普及啓発により、制度の利用につなげ、生活困窮者の自立支援に向けては、早期の把握・支援のために、関係機関との連携を図ります。

#### 基本方針3 人にやさしい地域福祉のまちづくり

地域でいつまでも安心して暮らせるよう「地域の安全は自分たちで守る」という考えのもと、地域の支え合う力を一層高め、様々な団体や関係機関が住民と連携しながら支援活動ができるようなネットワークの強化を行うとともに生活に対する支援や防災・防犯対策など地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。また、保健・医療・福祉の充実と健康づくり・介護予防などに関する啓発や教育の強化を図ります。

## 7 計画の体系

基本  
理念

共に健康で生きいきした暮らしを創る

基本方針 1	基本目標
地域で福祉を支えるまちづくり	(1) 地域福祉意識の醸成
	(2) 地域の交流、ふれ合いづくり
	(3) 社会参加の促進と生きがいづくり
	(4) 地域福祉を支える人材確保と育成
	(5) ボランティア活動の促進
	(6) 地域包括ケアシステムの推進

基本方針 2	基本目標
誰もが安心して福祉サービスを利用できるまちづくり	(1) 相談・情報提供体制の充実
	(2) 福祉サービスの充実
	(3) 権利擁護の推進
	(4) 生活困窮者自立支援対策の推進

基本方針 3	基本目標
人にやさしい地域福祉のまちづくり	(1) 人にやさしいまちづくり
	(2) 災害時の支援体制の充実
	(3) 防犯対策の推進
	(4) からだと心の健康づくり

## 8 地域福祉の推進に向けた取り組み

### 基本方針1 地域で福祉を支えるまちづくり

#### (1) 地域福祉意識の醸成

区分	取組内容
自 助	●あいさつや声かけなどを行い、隣近所とのかかわりを大切にしましょう。 等
共 助	●地域の行事やイベントでは、時間や曜日設定を工夫し、誰もが参加しやすいよう配慮しましょう。 等
公 助	●広報紙やホームページを活用して、支え合い、助け合いの意識を高めるための情報を発信します。 等

#### (2) 地域の交流、ふれ合いづくり

区分	取組内容
自 助	●地域の行事やイベントなどに、積極的に参加しましょう。 等
共 助	●子どもと高齢者を対象とした世代間交流など、様々な交流の場を企画してみましょ。 等
公 助	●既存施設を利活用し、多世代が利用、交流できる場づくりを推進します。 等

#### (3) 社会参加の促進と生きがいづくり

区分	取組内容
自 助	●地域活動や生涯学習、スポーツ、就労など、生きがいを感じることでできる場を地域で探しましょう。 等
共 助	●各種講座の開催など学習の機会を提供しましょう。 等
公 助	●全ての村民が文化・スポーツ活動に親しむことができるよう、各種教室・イベントなどを開催しながら、地域活動の普及・推進を図ります。 等

#### (4) 地域福祉を支える人材確保と育成

区分	取組内容
自 助	●地域の一員として、できる範囲で地域活動に参加しましょう。 等
共 助	●団体活動等の周知を行い、地域との係わりの中で、人材発掘に努めましょう。 等
公 助	●地域福祉に関する講座や研修などを通じて、地域福祉を推進するためのリーダーの育成に努めます。また、講座等の開講日時などの工夫により、幅広い年齢層の人材育成に努めます。 等

## (5) ボランティア活動の促進

区分	取組内容
自 助	●各種講座などに参加し、ボランティアに対する理解を深め、ボランティアの大切さを認識しましょう。 等
共 助	●ボランティア団体は、村民への積極的な情報発信とともに、自治会・町内会や行政との連携を図りましょう。 等
公 助	●福祉関係団体などと連携し、地域福祉の担い手となるボランティアを育成するため、各種講座やボランティア情報の発信に努めます。 等

## (6) 地域包括ケアシステムの推進

区分	取組内容
自 助	●地域を支える一員として、地域を支える団体等の活動に協力しましょう。 等
共 助	●住民同士、自治会・町内会の役員、民生委員・児童委員などの間でコミュニケーションを図り、地域の情報を共有しましょう。 等
公 助	●在宅医療の推進と、介護と医療の連携を図ります。 等

## 基本目標2 誰もが安心して福祉サービスを利用できるまちづくり

### (1) 相談・情報提供体制の充実

区分	取組内容
自 助	●広報紙やパンフレットなどに目を通し、福祉サービスに関する情報の把握と制度の理解に努めましょう。 等
共 助	●事業者自らが福祉サービスに関する情報発信を行うとともに、行政や社会福祉協議会などの相談窓口と積極的に情報交換しましょう。 等
公 助	●広報紙やホームページの工夫や活用、民生委員・児童委員との連携などにより、福祉制度やサービス提供の仕組み、サービス事業者の情報など、必要な情報が必要な人に行き届くよう努めます。 等

### (2) 福祉サービスの充実

区分	取組内容
自 助	●サービスに関する情報を積極的に入手し、適切な利用に努めましょう。 等
共 助	●利用者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、質の高い在宅福祉サービスの提供に努めましょう。 等
公 助	●村で策定した各種福祉計画の円滑な実施を推進し、各種福祉サービスの拡充に努めます。 等

### (3) 権利擁護の推進

区分	取組内容
自 助	●成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護の仕組み・制度について理解を深めましょう。 等
共 助	●日常生活の困りごとがある人を地域で把握し、村や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係機関へつなげましょう。 等
公 助	●村広報紙やホームページなどで、成年後見制度や日常生活自立支援事業、さらには苦情解決の仕組みの周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、問題発生時には迅速な解決に努めます。 等

### (4) 生活困窮者自立支援対策の推進

区分	取組内容
自 助	●生活で困ることがあったら、生活困窮にいたる前に、各種相談窓口にご相談しましょう。 等
共 助	●地域で孤立しがちな人を、地域で気づき合える環境をつくりましょう。 等
公 助	●福祉だけでなく、健康や教育など、多様な分野が連携し、既存の各種相談事業や訪問事業などを通して、生活困窮状態にある人の早期把握・早期発見に努めます。 等

## 基本目標3 人にやさしい地域福祉のまちづくり

### (1) 人にやさしいまちづくり

区分	取組内容
自 助	●地域で危険箇所を発見したときは自治会・町内会や行政に情報提供をしましょう。 等
共 助	●研修会や会議、キャップハンディ体験学習などを通じてバリアフリーの重要性を認識し、ユニバーサルデザインの理念を啓発しましょう。 等
公 助	●「人にやさしいまちづくり」、「ユニバーサルデザイン」について、広報紙やホームページなどを通じて啓発に努めます。 等

### (2) 災害時の支援体制の充実

区分	取組内容
自 助	●災害発生時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めましょう。 等
共 助	●自主防災組織を組織し、災害発生時や緊急時に支援し合える体制を整えましょう。 等
公 助	●地域と協働して避難行動要支援者名簿の普及、啓発を図ります。 等

### (3) 防犯対策の推進

区分	取組内容
自 助	●防犯知識を身につけ、自らの安全確保をはじめ身近な子どもや高齢者が犯罪、交通事故に巻き込まれないように気を配りましょう。 等
共 助	●警察や各家庭、保育所・こども園、学校、自治会・町内会、防犯協会などと連携し、防犯パトロールなど地域の防犯活動に参加しましょう。 等
公 助	●高齢者や子どもなどが犯罪に巻き込まれないよう、警察をはじめ関係機関・団体と連携し、防犯活動・見守り活動を推進します。 等

### (4) からだと心の健康づくり

区分	取組内容
自 助	●自分や家族、近所の人のおつやこころの健康に関心を持ちましょう。 等
共 助	●ふだんから健康や医療に関する情報交換を積極的に行いましょう。 等
公 助	●こころの健康づくりに関する知識の普及と相談機関の啓発を行います。また、ゲートキーパー養成講座を実施するなど、地域の見守りを推進します。 等



## 六ヶ所村地域福祉計画 概要版

六ヶ所村 福祉課

〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附475

TEL : 0175-72-2111 FAX : 0175-72-2604